

## 〔評価結果の公表様式〕

### 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

#### ①第三者評価機関情報

評価機関名： 愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:24地福第3-1号)
訪問調査 実施日： 平成26年1月22日(水)

#### ②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人名北福祉会 (施設名)なえしろ保育園	(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設
代表者氏名 本田たみ代	定員(利用人数) 120人
所在地:〒463-0042 名古屋市守山区野萩町2-61	TEL 052-793-7546

#### ③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>保育所は木材を基調とした温もりのある建物となっている。 公営からの移管三年目だが、実績ある法人が母体となっており、より充実した保育に向けて取り組んでいる。 「子どもの最善の利益を守る」とした理念に基づき、正規職員を市の基準以上に配置し、保育の充実に取り組んでいる。 園長は、リーダー会や職員会で意見を把握し、問題の改善に取り組み、質の向上に指導力を発揮している。 子どもの健康管理、安全対策は、蓄積された知見と手順を活かしながら、専任の看護師を中心に取り組んでいる。 職員の健康管理、雇用改善にあたっては、労働組合との合意を重ね積極的に取り組んでいる。 栄養士を配置し、園独自の献立をもって食事が提供されている。楽しく食べる創意工夫が見られ、食育に力を入れている。 地域の福祉ニーズに応え、子育て支援センターや一時保育事業を行っており、積極的に地域と関わろうとする尽力している。 地域ニーズに即し、園の専門性を活かした事業の拡大を検討している。</p>
<p>◇改善を求められる点</p> <p>理念、基本方針、中・長期計画、事業計画等の文書は、明確に分類し、順序だって整理されると良いと思われる。 各種資料の見直しの経緯、実践で積み上げてきた保育を文章化し、マニュアルに反映できると一層良いと思われる。 自己評価による課題の確認、改善策の検討にあたっては、全職員の参画を得て取り組まれることが求められる。</p>

#### ④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審するにあたって、自己評価をすることで 評価できる点と改善点が明らかになりました。法人理念や方針のもと、保育園の理念や方針、事業計画を作成しとりくんできましたが、保護者や臨時職員への周知徹底、職員研修計画の在り方、マニュアル策定など、訪問調査ヒヤリングからも具体的な改善点が明らかになりました。今回の結果をスタートとし、職員で検討し改善にむけ取り組んでいきます。
--

#### ⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

# 評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	a ・ Ⓑ ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ Ⓑ ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ Ⓑ ・ c

#### 評価機関のコメント

法人と保育園としての使命・役割を反映した理念を明文化しパンフレットやしおりに記載している。「保育の特徴」を基本方針として位置付けているが、基本的な指針、方向性を具体的に示すなど内容の充実が求められる。理念は、研修会や職員会で周知されているが、理念に対する深い理解を促すための職員研修会等を開催することが求められる。理念は、しおりに記載し入園の際説明をしているが、よりわかりやすく咀嚼された内容のものも準備されると一層良いと思われる。

### I-2 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ Ⓑ ・ c

#### 評価機関のコメント

法人として中・長期計画を策定しているが、園の理念・基本方針の具体化が明確化されるとより充実すると思われる。理念や課題を反映させた年度の方針が策定されている。事業の方針は、正規の職員で検討し、進捗状況も確認されている。臨時職員には、資料を配布しているが、理解を促す取り組みを充実させることで、モチベーションの向上を期待できると思われる。保護者には、方針を掲載した冊子や広報誌を配布しているが、説明会を開くなど、理解を促す取り組みの充実が求められる。

### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

業務分担表において、園長の役割を明示し、職員会で表明している。  
法改正等の情報は、労働組合を通じて説明し、資料はいつも閲覧できる場所に保管している。  
リーダー会や職員会で意見を把握し、問題を提起し改善に取り組む等質の向上に指導力を発揮している。  
IT化や業務ノートの書き方などの検討を重ね、業務の効率化に取り組んでいる。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ ㉔

#### 評価機関のコメント

福祉業界や保育制度の動向については、各種研修、外部会議等を通じて把握している。  
市や区における保育ニーズについて把握し、事業の拡大を検討している。  
会計士のアドバイスを受け、マネージメント研修に参加するなどし、財政分析を行っている。  
財務や経営状況については、職員にも説明されている。  
外部監査は行っていない。

### Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ b ・ ㉔

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	① ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	① ・ b ・ c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	a ・ ② ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	a ・ ② ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ② ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ ② ・ c

#### 評価機関のコメント

<p>正規職員を最大限配置し、世代交代の見通しを持って人事を管理している。          人事考課は行っていない。          労働組合があり、労働環境等に関して団体交渉されている。勤務時間内での省力化と効率化に取り組んでいる。          「安全衛生委員会」を設け、「ストレスアンケート」を行い、結果に基づく問題解決のための学習会等に取り組んでいる。          教育・研修に取り組む方針を明確に持ち、様々な研修に職員の課題や経験を考慮し参加させている。          基本姿勢・研修体制の明示と、一人ひとりの錬度に応じた教育・研修計画の策定に改善の余地がある。          実習生の受け入れについては、基本的な考え方を示した文書がある。受け入れのマニュアルを整備することが求められる。</p>			
--	--	--	--

### II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	① ・ b ・ c
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	① ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	① ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

<p>「保健部会冊子」が作成され、事故・感染症・急病・けが等の対応に関する手順等がまとめられ、職員全員が所持し活用している。          毎月避難訓練を行い、備蓄も行って。          「安全衛生管理チェック票」で定期点検を行い、「ヒヤリハット、事故報告書」などから、職員と対策を検討、改善に取り組んでいる。          調理場は「衛生管理マニュアル」を基に、保育室・トイレ等は「園内の衛生管理」により適切に管理されている。</p>			
---	--	--	--

### II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	① ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	① ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ ② ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

町内に働きかけ、老人施設との交流や、畑を借りて芋ほり等を行うなど、地域との関わりを深めている。育児ボランティアや中学生の体験学習を受け入れている。関係マニュアルの整備が求められる。子育て広場を運営する区・保健所・民生委員・幼保のネットワーク会議が開催されている。相談事業、子育て支援事業の実施や、地域の団体と連携したアンケートを実施するなどニーズ把握に努めている。地域の福祉ニーズに応え、子育て支援センターや一時保育事業を行っている。

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

理念に「一人ひとりを大切に、子どもの最善の利益を守り」と明示している。理念を基に指導計画の策定・実施・評価が組織的に行われている。幼児の排泄時、プール時等、日常活動場面でのプライバシー保護に努めているが、プライバシー保護に関するマニュアルの整備が求められる。個人懇談会や保育所運営全体についてのアンケートで示された意見や要望について検討し、回答を配布している。「入園のしおり」に「苦情・ご意見・要望等について」の姿勢を明示している。送迎時の会話を重視しており、保護者の安堵感を引き出している。苦情解決体制を整備し、「入園のしおり」に記載している。説明のチラシは、園舎の入り口に掲示されている。「苦情相談記録簿」には、主任等が記載している。課題は随時検討され、結果を「掲示板」に掲示したり「園だより」に掲載している。

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	Ⓐ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

月1回保育検討会を開催し、保育の質の向上を図っている。  
 保育計画は、半期毎に見直されている。  
 保育理念に基づいて実施される保育方法がまとめられ、子どもの発達に合わせて活用されている。  
 保育検討会では、保護者の意見も反映されている。  
 一人ひとりの子どもの記録、指導計画に基づき実践記録が作成されている。

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	Ⓐ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

必要な情報はホームページで紹介し、利用希望者にはパンフレット、入園のしおりで情報を提供している。  
 保護者の意向については、いつでも相談できる体制である。

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	Ⓐ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

身体状況、生活状況の記録は、統一的な様式により作成されている。  
 保育課程に基づき指導計画が作成されている。  
 保育検討会において、子どもの実態を把握し、保育の振り返りと見直しが行われている。

### Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	Ⓐ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

保育方針、目標に基づき保育課程が作成され、前期・後期に定期的な見直しが行われている。  
 乳児保育では、月齢によるグループ保育が行われ、安定した生活が出来るよう配慮されている。  
 3歳以上児保育では、年齢に応じて、基本的な生活習慣の確立に尽力している。  
 散歩や戸外遊びを通して、自然への触れあい、友達との関係作りも大切にされており、5領域が示す内容に総合的に取り組まれている。  
 保育士が保育の振り返りと、評価・見直しに取り組み、弛まない改善に取り組んでいる。

### Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	① ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、個別保育がされている。大きな声や制止、命令的な言葉を使わないよう注意が払われている。障害のある子の個別の計画・記録があり、職員間で共通理解され、必要に応じてケース検討会が行われている。栄養士を配置し、園独自の献立策定と手作りを重視している。「給食室」たよりを発行し、食育に力を入れている。ランチルームを設け、野菜作り、クッキング、食材についての知識を得ながら、食生活が展開されている。専任の看護師を中心に健康が管理され、保育士、保護者との連携も密である。アレルギーを持つ子には、保護者との面談を行い囑託医の指示の下、詳細に整備された手順に基づき対応されている。

### Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	① ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

全年齢に連絡帳があり、日常的に保護者と情報が交換されている。懇談会、各行事、日常保育の様子を、写真やビデオで提供し、保護者との共通理解が深まるよう取り組んでいる。虐待のチェックポイントと対応マニュアルがある。疑がわれるケースは、児童相談所、区役所、保健所等と連携している。